

社団法人京都府薬剤師会定款

昭和23年11月 8日 設立認可
昭和38年 6月10日一部変更認可
昭和47年 8月 8日一部変更認可
昭和51年 7月24日一部変更認可
昭和56年 9月 4日一部変更認可
平成11年 8月31日一部変更認可
平成12年 8月18日一部変更認可
平成15年 9月30日一部変更認可
平成17年 6月27日一部変更認可

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、社団法人京都府薬剤師会という。

第 2 条 本会の区域は、京都府一円とする。

第 3 条 本会は、事務所を京都市に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 本会は日本薬剤師会と協力し、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図るとともに京都府内の衛生上の安全を図るために必要な事業を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の倫理の向上に関する事項
- (2) 薬学の進歩を助成し、薬業の発展の促進に関する事項
- (3) 薬剤師の職能及び社会的、経済的地位の向上に関する事項
- (4) 公衆衛生の普及指導に関する事項
- (5) 薬事衛生の向上普及に関する事項
- (6) 医薬品等の試験及び環境衛生の検査に関する事項
- (7) 医薬品の備蓄及び医薬品情報に関する事項
- (8) 学校保健に関する事項
- (9) 社会保険に関する事項

- (10) 優良医薬品の生産及び普及並びに流通の適正化に関する事項
- (11) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事項
- (12) 機関紙及び薬学・薬事関係図書の刊行並びに図書・資料の整備に関する事項
- (13) 居宅サービス事業及び居宅介護支援事業者に関する事項
- (14) 薬剤師の職業紹介に関する事項
- (15) その他目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

第 6 条 本会は、京都府内に居住している薬剤師又は京都府内において業務に従事する薬剤師並びに薬事に関係ある者又は法人であって、本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

第 7 条 本会の会員は、日本薬剤師会の定める資格及び種別に従い、日本薬剤師会の会員となるものとする。

第 8 条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び準会員とする。

第 9 条 薬剤師は、正会員とする。

第 10 条 薬剤師になる資格のある者及び薬剤師ではないが、薬剤師を管理人として薬事に関する業務を営む者（個人又は法人）は、賛助会員とする。

第 11 条 本会の事業の一部に協力することを希望する者を準会員とする。

第 12 条 薬学及び薬業の進歩発展に特に顕著な功労のあった者を、理事会の推薦により代議員会の承認を経て名誉会員にすることができる。

第 13 条 本会会員になろうとする者は、細則の定めるところにより届出なければならない。また、届出事項に変更を生じたとき又は退会しようとするときも同様とする。

第 14 条 会員であって次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て戒告又は除名することができる。

- (1) 薬剤師としての体面を汚したもの

- (2) 本会の綱紀又は体面を汚したもの
- 2 前項の規定による除名の議決については総正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

第15条 会員が相当な期間において会費の納入を怠り、催告を受けた後3箇月以上を経てもなお支払わない者は、退会したものとする。

- 2 前条第1項により除名された者及び前項に該当する者の再入会については、理事会の承認を要する。

第16条 本定款に定めるもののほか、本章各条に関し必要な事項は、細則でこれを定める。

第4章 代議員及び予備代議員

第17条 本会に、代議員及び予備代議員を置く。

- 2 代議員及び予備代議員は、細則別表第1に定める各選挙区（各支部）において正会員の中からこれを選出する。
- 3 予備代議員は代議員に事故があるときは、あらかじめ定める順位によりこれを代理するものとする。ただし、代議員会の議長又は副議長になることはできない。
- 4 代議員及び予備代議員の選挙に関する事項は、選挙規程に定める。

第18条 代議員及び予備代議員の任期は、2年とする。ただし、任期期日は会長任期満了前年の11月1日を始期とする。

- 2 代議員に欠員が生じたときは、あらかじめ定められた順位により予備代議員を繰り上げ、予備代議員に欠員が生じたときは補充選挙を行なう。
- 3 補充により就任した代議員及び予備代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第19条 代議員又は予備代議員に就任した者が、その後役員に就任したときは、代議員又は予備代議員を兼ねることはできない。

- 2 前項において欠員となった代議員又は予備代議員の選出は、第18条の規定に準じて選出するものとする。

第5章 役員

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
 - (2) 副 会 長 4人以内
 - (3) 理 事 20人以上25人以内
 - (4) 監 事 3人
- 2 会長及び副会長は、理事とする。
 - 3 監事のうちで1人は、会員外の者とする。
 - 4 理事のうちで専務理事1人、常務理事2人以内を置くことができる。
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第21条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会務を掌理し、会長に事故があるときはその順位に従い、その職務を代理する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌る。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務を掌る。
- 5 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
- 6 会長及び副会長に事故があるときは、専務理事がこれを代理し、専務理事に事故があるときは、あらかじめ定められた順位により常務理事がこれを代理する。
- 7 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- 8 監事は、その監査の結果を、毎年総会及び代議員会に報告しなければならない。

第22条 本会の会長及び監事は、細則の定めるところにより代議員会において推薦し、総会において選任する。

- 2 副会長及び理事並びに専務理事及び常務理事は、正会員の中から会長が推薦し、総会において選任する。

第23条 役員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間、前任は、その職務を行うものとする。

- 2 総会は、前項の規定にかかわらず、役員を不適任と認めたときは、総正会員の4分の3以上の賛成を得て、解任することができる。

第24条 会長及び監事に欠員が生じたときは、第22条第1項の規定により、補欠選任を行う。

- 2 会長以外の理事に欠員が生じたときは、第22条第2項の規定により、補充するものとする。ただし、会務に支障がないと認めたときは、これを補充しないことができる。
- 3 前2項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条 役員には、代議員会の議決により、報酬を支給することができる。

第26条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。

4 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第 6 章 会 議

第27条 本会の会議は、総会、代議員会及び理事会とする。

第28条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

4 総正会員の5分の1以上又は代議員会の決議若しくは全監事の連名により、会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集の請求があった場合には、会長は速やかにこれを招集しなければならない。

5 会長が正当な理由なく2箇月以上総会招集の手続を行なわないときは、請求者が総会を招集することができる。

第29条 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 解散した場合の残余財産の処分

(4) 事業計画案及び収支予算案

(5) 事業報告及び決算報告

(6) 役員を選任及び解任

(7) その他会長が付議した事項

第30条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席（委任状による出席者を含む。）がなければ開催することはできない。

2 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から会長が指名する。

3 総会の議長は、総会開始時において出席正会員の中から2人の議事録署名人を指名するものとする。

4 総会の議決及び承認は、本定款に定めるもののほか、出席正会員の多数決による。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第31条 総会の招集は、少なくとも開会の7日前までに、開会の日時、場所及び付議する事項を文書をもって正会員に通知しなければならない。ただし、別段の方法によることができる。

第32条 代議員会は、代議員をもって構成する。

2 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

3 通常代議員会は、毎年1回3月末日までに会長が招集する。

4 臨時代議員会は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 会長の推薦を行うとき。

(2) 会長が必要と認めたとき。

(3) 代議員の3分の1以上の同意を得て会議に付議すべき事項を示して臨時代議員会の招集の請求があったとき。

(4) 全監事の連名をもって請求があったとき。

(5) 第3号及び第4号による請求があったとき又は会長が正当な理由なく1箇月以内に代議員会招集の手続を行わないときは、請求者が代議員を招集することができる。

第33条 代議員会においては、本定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。

(1) 定款施行細則の決定

(2) 庶務及び会計に関する報告

(3) 定款変更案、事業報告案、決算報告案、事業計画案及び収支予算案

(4) その他会長が必要と認めた事項の承認又は議決

2 代議員会の議決は、別に定めるもののほか、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第34条 代議員会の招集は、少なくとも開会の7日前までに開会の日時、場所及び会議の目的となる事項を文書をもって代議員に通知して行う。

2 代議員会においては、前項の規定により、あらかじめ通知した事項でなければ議決することはできない。ただし、急を要する事項につき出席代議員の過半数の同意があったときはこの限りでない。

第35条 代議員会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第36条 代議員会の議長及び副議長は、任期当初の代議員会において選出する。
2 議長及び副議長の任期は、2年とする。

第37条 議長は、代議員会のはじめにおいて出席代議員の中から2人の議事録署名人を指名するものとする。

第38条 代議員は、代議員会において、それぞれ1個の議決権を有し、他の代議員の代理人となることはできない。

第39条 理事会は、理事をもって構成する

第40条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長が当たる。

3 理事会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 理事会の議決は、出席理事の2分の1以上をもってする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第41条 理事会においては、本定款の定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会及び代議員会の招集並びにこれらに提出すべき議案
- (2) 会務運営及び事業執行に関する事項
- (3) その他会員が必要と認めた事項

第42条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第43条 本定款に定めるもののほか、本定款の施行について必要あるときは、議事に関する細則をそれぞれの会議の議決を経て定めることができる。

第7章 庶務及び会計

第44条 本会に、職員若干人を置く。

2 職員の任免、給与、分限及び執務に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が実施する。

第45条 本会の経費は、会費、特別会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第46条 会費の額及び賦課徴収方法は、代議員会の議決を経て別に定める。

2 前項の会費は、会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

第47条 特別会費は、特別の事業の実施に際し特に必要がある場合、代議員会の議決を経て徴収する。

第48条 各年度において剰余金があるときは、代議員会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越し、又は積立金とし、若しくは基金に編入するものとする。

第49条 各年度において決定した経費の定額をもって、他の年度に属すべき経費に充てることはできない。

第50条 本会の収支予算は、会計年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、会計年度終了後3箇月以内にその会計年度末の財産目録とともに監事の監査を得て総会の承認を得なければならない。

2 やむを得ない理由により会計年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第50条の2 数年を期して行う事業につき、継続費として総額を定めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで、逐次繰り越して使用することができる。

第51条 本会は、出納上必要のあるときは、理事会の議決を経て、一時借入金をすることができる。

2 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除き、総会において、総正会員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の承認を得なければならない。

3 前項の規定に該当するもの及び収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得て、主務官庁の承認を得なければならない。

第52条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 8 章 財 産

第 5 3 条 本会は、代議員会の議決を経て、財産の一部を基金とすることができる。
2 特に目的を指定しない寄附金を受けたときは、これを基金に編入する。

第 5 4 条 基金及び財産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

第 9 章 支 部

第 5 5 条 本会に、支部を置く。

- 2 支部の名称及び区域は、細則で定める。
- 3 支部に支部長及び副支部長を置く。
- 4 支部長及び副支部長は、支部会員の互選により選出する。
- 5 支部は、支部名を冠した薬剤師会と称することができる。
- 6 支部に関し必要な事項は、細則に定める。

第 1 0 章 委 員 会

第 5 6 条 本会会長の諮問に応じ、必要な調査研究をするため常置委員会を置くことができる。
2 常置委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。
3 常置委員会のほか、必要のあるときは、理事会の議決を経て特別委員会を設置することができる。

第 1 1 章 職 種 部 会

第 5 7 条 本会の会務及び事業の運営を円滑にするため、職種を同じくする会員は会長の承認を得て、職種部会を組織することができる。
2 職種部会に関し必要な事項は、細則で定める。

第12章 日本薬剤師会代議員及び予備代議員

第58条 本会から選出する日本薬剤師会代議員及び予備代議員は、日本薬剤師会の定める規程に基づき、本会代議員会で選挙する。

2 前項の選挙に関しては、別に定めた選挙規程による。

第13章 定款の変更及び解散

第59条 本定款は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

第60条 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもった団体に寄附するものとする。

第61条 本会が解散したときは、会長、副会長及び理事が清算人となる。ただし、代議員会の議決により清算人を選出することができる。

第14章 記 章

第62条 本会に記章を定め、登録することができる。

附 則

1 本定款は、平成15年 9月30日から実施する。

2 本定款は、平成17年 6月27日から実施する。